

大学院生  
バスカード保有者 各位

桜ヶ丘地区交通委員会委員長

令和4年度桜ヶ丘地区入構許可証(バスカード)の更新手続きについて

11月時点でバスカードを保有し、次年度も自動車で入構を希望される方は、下記により更新手続きを行ってください。

記

1、更新手続き 令和4年度バスカード更新の方は、次により、申請書様式に記入し、車検証(写)を添えて提出

職種	区分	申請者の住所	申請書様式	添付書類
大学院生	一般	下記住所以外	桜ヶ丘共通教育棟1階学務課窓口又はナレッジフォーラム(学内専用リンク)にて「桜ヶ丘地区入構承認申請書」を取得	車検証(写)
	特殊事情	桜ヶ丘1～6丁目及び8丁目 宇宿1丁目及び3～5丁目	桜ヶ丘共通教育棟1階学務課窓口又はナレッジフォーラム(学内専用リンク)にて「桜ヶ丘地区特殊事情入構許可申請書」を取得	車検証(写) 該当する資料(別表1)

【留意事項】

- (1) 人事係への届出書類と照合する場合があります。
- (2) 内容確認後、車検証写しは速やかに破棄します。個人情報(駐車場管理以外)には使用しません。
- (3) 書類に不備がある場合は手続きができません。記載漏れ、添付漏れが無いようお願いします。
- (4) **特殊事情入構許可に係る審査について**
  - ① 令和4年度申請分からは、入構審査を厳格に行うこととなり、添付書類が求められます。**特殊事情入構許可申請に関するガイドライン(別表1)を確認のうえ、該当する資料を添付し申請をお願いします。**
  - ② 特殊事情入構申請については、「申請者の所属長等」が責任をもって行ってください。
  - ③ 審査の結果「**通勤その他業務上の理由で真にやむを得ない理由がある**」と認められない申請については承認されないことがあります。
  - ④ 審査結果は令和4年3月頃にお知らせします。
- (5) ナレッジフォーラム(学内専用リンク) ※桜ヶ丘地区共通のIDとパスワードでログインしてください。  
<https://dssakura.kuas.kagoshima-u.ac.jp/docushare/dsweb/>  
 →ホーム→[1]共通→各種様式→桜ヶ丘地区入構バスカード関係書式(桜ヶ丘地区全部局共通)【Ver.2021.12.10】

2、手続き期間 **令和3年12月13日(月)～令和4年1月14日(金)**

- 3、提出書類
- ・記入済みの桜ヶ丘地区入構承認申請書
  - ・車検証(写)
  - ・特殊事情入構許可申請書(該当者のみ)
  - ・特殊事情入構許可該当する資料(該当者のみ)
- } 学務課で取り纏めて提出

- 4、提出先
- 医学総合研究科所属の大学院生:学務課医学大学院係  
 保健学研究科所属の大学院生 :学務課保健学教務係  
 ※申請書には「病院施設管理課へ提出」となっておりますが、大学院生の方は上記へ提出ください

- 5、バスカードの購入について
- 親和会より令和4年3月頃に各部署へお知らせします。  
 (料金:1,000円/月・12,000円/年)

- 6、その他
- 令和3年12月以降にバスカード購入者の次年度更新は、令和4年2月から受付予定です。

【本件問い合わせ先】  
 病院施設管理課・再開発推進係  
 内線:6009 6017